

千葉県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年 7月13日

千葉県監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	茂手木 直 忠
同	布 施 貴 良

24千政行第82号
平成24年7月6日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 茂手木 直忠 様
同 布施 貴良 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度、平成22年度及び平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査

監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第4 保育料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 滞納処分の強化について</p> <p>ア 差押えの件数の増加（報告書 P101）</p> <p>差押えは平成19年度から実施されているが、平成19年度以降過年度分の収納率は改善しており、滞納処分実施を公表したことによる効果が表れたものと考えられる。</p> <p>しかし、平成20年度までの差押えを行った実績は3件（平成21年度中に実施予定の案件を含まない）に留まっている。滞納処分の実施は現状収納率の改善に対して明らかに効果があると考えられることから、さらに差押え件数を増加させる必要がある。</p> <p>なお、件数を増加させるためには、以下で述べる財産調査の拡大の他、差押え対象財産の拡大や交付要求の実施について検討することも必要であると考えられる。</p>	<p>差押えの件数については、平成21年度は8件、平成22年度は39件、平成23年度は162件の差押えを実施した。</p>

第6 下水道使用料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>3 滞納処分の強化について</p> <p>ア 財産調査における預金照会の拡大及び効率化（報告書P156）</p> <p>平成20年度に実施した財産調査において照会の対象とした金融機関は、都市銀行の千葉市内にある支店、千葉市に本店のある地方銀行及びゆうちょ銀行である。</p> <p>しかし、千葉市は他地域からの転入者も多く、必ずしも千葉市内の金融機関に預金口座を有しているとは限らない。実際、照会の結果を見ると、照会対象とした金融機関に預金口座を有していない滞納者の方がはるかに多いことがわかる。従って、照会対象とする金融機関を千葉市内に限らず、さらに拡大することが必要である。</p> <p>なお、都市銀行については、支店でなく事務センターに調査依頼をすることによっても、滞納者が支店に有する口座の情報を得ることができるはずである。</p>	<p>財産調査における預金照会の拡大及び効率化については、市内の本支店に限らず照会先金融機関の全店の預金口座の情報を広く得るため、平成21年6月から金融機関の事務センターに調査依頼している。</p> <p>また、高額滞納者等については、平成22年10月から市税事務所で滞納処分を行っており、市税等の徴収等のため調査した預金口座の情報を共有することにより効率化を図っている。</p>

また、金融機関は市全体の照会件数を制限してきていることから、いかに効率よく預金口座を発見するかが課題となる。このためには予め金融機関への照会対象者を絞り込む必要がある。他の市町村では、公共料金（市税、電気、ガス等）や携帯電話会社の振込口座を事前に調査し、その結果によって金融機関への預金照会を行っているケースがある。このような他市町村の事例も参考にしつつ、預金照会の効率化を図る必要がある。

平成22年度包括外部監査

監査のテーマ：外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第1 外郭団体への職員派遣及び補助金等の支出

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 委託料等による給与等の支給について (報告書 P71)</p> <p>千葉市では、例えば人件費補助金のような形で明確に用途を人件費に特定して委託料等を支給しているわけではない。しかしながら、派遣先の団体において派遣職員の人件費の相当部分について千葉市からの委託料を財源としている。この意味においては、派遣法第6条第2項の規定によらずに、派遣職員の人件費を支給していると評価される状態にある。</p> <p>そして、千葉市では、条例の変更等による支給方法の変更は予定していないことから、平成23年度末までの目標である派遣職員の引き揚げが完了するまでこの状態が続くことになる。</p>	<p>委託料等による給与の支給については、平成24年4月から千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定に基づき、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」は市から直接支給し、その他の手当は派遣先の団体が自主財源から支給することとした。</p>
<p>2 給与・手当の支給範囲</p> <p>ア 都市整備公社（報告書 P72）</p> <p>「派遣条例」第4条においては、職員の派遣期間中に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額までを支給することが可能とされており、また、共済組合等の事業主負担金は「協定書」により派遣団体が負担するものとされている。なお、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外手当等勤務時間の管理を前提とする手当等については、派遣法第6条第2項の規定に基づいて支給される給与としてはなじまないとの総務省の見解がある。</p> <p>このことから、千葉市の事業を受託している場合、条例で直接支給を規定していない手当や福利厚生費について実態としては委託費を介して支給されているとみなされる可能性がある。</p> <p>「派遣条例」第4条により、本来、千葉市の直接支給が可能とされる給料・諸手当の人件費総額に占める割合は、都市整備公社の場合は73.0%である。</p> <p>次に、管理職手当、通勤手当、時間外手当、休日手当及び勤勉手当の現行の「派遣条例」の規定対象外となっている手当の人件費総額に占める割</p>	<p>都市整備公社への市派遣職員の給与・手当の支給範囲については、平成22年度をもって市職員の派遣を取り止めた。</p>

<p>合は 16.2%となっている。</p> <p>さらに「協定書」で派遣先団体が負担すべきものとされている共済関係や県互助会等の福利厚生費の人件費総額に占める割合は 10.9%である。</p> <p>これに対して、人件費支給総額に対する財源の充当割合は、千葉市の受託事業 72.3%、自主事業 27.5%であり、「派遣条例」で規定された給与・手当を千葉市から直接支給し、その他の手当及び福利厚生費について自主事業を財源として充当することは不可能とはいえない。</p>	
<p>2 給与・手当の支給範囲</p> <p>イ みどりの協会（報告書 P72）</p> <p>「派遣条例」第 4 条においては、職員の派遣期間中に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額までを支給することが可能とされており、また、共済組合等の事業主負担金は「協定書」により派遣先団体が負担するものとされている。</p> <p>なお、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外手当等勤務時間の管理を前提とする手当等については、派遣法第 6 条第 3 項の規定に基づいて支給される給与としてはなじまないとの総務省の見解がある。</p> <p>このことから、千葉市の事業を受託している場合、条例で直接支給を規定していない手当や福利厚生費について実態としては委託費を介して支給されているとみなされる可能性がある。</p> <p>「派遣条例」第 4 条により、本来、千葉市の直接支給が可能とされる給料・諸手当の人件費支給総額に占める割合は、みどりの協会の場合は 72.7%となっている。</p> <p>次に、管理職手当、通勤手当、時間外手当、休日手当及び勤勉手当の現行の「派遣条例」の規定対象外となっている手当の人件費総額に占める割合は 16.6%となっている。</p> <p>さらに「協定書」で派遣先団体が負担すべきものとされている共済関係や県互助会等の福利厚生費の人件費総額に占める割合は 10.7%である。</p>	<p>みどりの協会への市派遣職員の給与・手当の支給範囲については、平成 24 年 4 月から千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 4 条の規定に基づき、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」は市から直接支給し、その他の手当は派遣先の団体が自主財源から支給することとした。</p>

これに対して、人件費に対する財源の充当割合は、千葉市の事業90.2%自主事業9.5%であり、「派遣条例」で規定された給料・手当以外の諸手当及び福利厚生費について自主事業を財源として充当することは不可能と試算される。

ただし、千葉市の事業のうち指定管理事業からの充当額が人件費総額の42.7%を占めるため、この分を加味すると人件費総額の52.2%が千葉市の受託業務以外からの財源となるため、指定管理事業の委託費まで範囲を拡大すれば充当可能な水準となる。

平成23年度包括外部監査

監査のテーマ：情報システムに係る財務に関する事務の執行について

第4 監査の結果

3. 情報システムの調達に対する各論

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>6 福祉総合情報システム、保健医療・衛生情報システム</p> <p>イ 個人情報が入録されたバックアップデータの授受について（報告書 P51）</p> <p>個人情報等の重要性の高い情報の管理は、漏えいさせないよう厳格に行う必要がある。保健医療・衛生情報システムの業務委託において、個人情報が含まれるバックアップデータを収録した磁気テープの委託先間での授受は、契約書・仕様書の記載通り「データ受払簿」等を用いて正確に行う必要がある。</p>	<p>個人情報が収録されたバックアップデータの授受については、平成23年10月から契約書・仕様書に記載のとおり、委託業者が「データ受払簿」を作成し実施している。</p>
<p>7 国民健康保険オンラインシステム</p> <p>オ 契約書の記載誤りについて（報告書 P54）</p> <p>平成22年度の住民情報系オンラインシステム用端末装置保守委託契約書に添付されている保守要領において、契約書とは逆に千葉市を乙、受託者を甲と表記し、権利義務関係が逆になっている条項が見受けられた。</p> <p>契約書と保守要領に記載された内容を見直し、甲乙間の権利義務関係の記述に誤りが生じていないかを確認すると共に、当該保守要領は課の雛形をベースに作成されているので、雛形自体の不備に関しても検証を行う必要がある。</p>	<p>契約書の記載誤りについては、保守要領の雛形における権利義務関係の記載内容を修正し、修正後の雛形に基づいて平成24年度の住民情報系オンラインシステム用端末装置の保守に係る契約に添付する保守要領を作成した。</p>

<p>12 図書館システム</p> <p>ウ 契約の対象となるシステム機器等の明細について（報告書 P60）</p> <p>契約の対象となるシステム機器等の明細は、リース資産の適切な管理のために契約書に添付し保存する必要がある。</p>	<p>契約の対象となるシステム機器等の明細については、千葉県図書館システム機器等賃貸借契約の終了に際し、対象機器の明細を契約の相手方から徴収し、明細に基づき内容を確認し、機器等の返還を行った。</p>
--	--